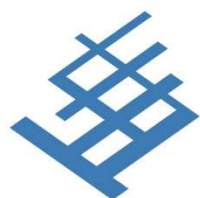


監査品質のマネジメントに関する 報告書（2025 年）

2025 年 12 月 26 日



清友監査法人
SEIYU AUDIT CORP.

目次

I	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	1
1	監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2	法人概要	4
II	経営管理の状況等	6
1	品質管理基盤	6
2	組織・ガバナンス基盤	13
3	人的基盤	16
4	I T 基盤	20
5	財務基盤	22
6	国際対応基盤	24
	(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況	25

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

(1) 経営方針及び監査品質向上に向けた取組について

① 経営方針

ア 監査品質を第一とする

清友監査法人は1983年（昭和58年）に、地域経済への貢献を目指して京都で最初に設立された監査法人です。設立から現在に至るまでの間、会計・監査のおかれている状況は全世界的に大きく変化し、我が国においてもその流れに従い変化してきております。しかし、監査法人の使命は変わることなく、むしろ高度複雑化する経済環境のもと、益々社会からの期待が大きくなっています。

監査法人の使命は監査を通して財務情報の信頼性を確保し、利害関係者の保護を図り、もって健全な経済活動を維持発展させることにあります。いわば社会インフラを支える縁の下の力持ちです。

この使命を全うするには、監査の品質を維持向上させることが不可欠であり、清友監査法人では監査品質を第一としており、そのためには高度な専門能力とともに高い倫理性、タフなメンタル、幅広い見識が求められると考えております。

私共はこれらの素養をメンバーが備えるべく自己研鑽に励み、人材教育を続けております。

イ バランスの取れた会計人を養成し、社会に貢献する

私共は監査だけに特化するのではなく、会計士としての専門性や信用にもとづく社会からの期待に応え貢献できるオールラウンドプレイヤーでありたいと考えています。

私共だけではできないことは他土業や他業種と連携してソリューションを提供する体制も構築しております。これらの業務が監査に偏った会計人でなく幅広い見識を持った会計人を養成することに繋がり、ひいては監査の品質を向上させるものと信じております。

監査を通じて非監査業務の幅が広がり、非監査業務を通じて監査の品質が向上する好循環を保ち、世に役立つ人材を輩出していきたいと考えております。

そして人とのつながりを大切にして信頼を醸成しながらクライアント、地域、社会へ貢献して参ります。

② 監査品質の向上に向けた取組み

ア 人材の定期採用

監査の品質の維持向上に最も重要な要素は監査に携わる“人”であると考えております。そのため会計士試験合格者を定期採用している監査法人が少ない中で、清友監査法人では優れた人材を確保するために定期採用を継続してきました。採用時には、特にその人の持つマインドを重視して清友監査法人に相応しいか、監査人としての適性があるのかを吟味しています。公認会計士は、国家資格としてその専門能力は保証されているわけですから、監査実践の現場では監査人のマインドが重要になります。粘り強く誠実に業務に取り組めるか、クライアントや同志に対する敬意と思いやりがあるか等は、監査品質を考える上でスキルや仕組みよりも大切かも知れません。この類のことは、採用後の教育や研修ではなかなか矯正が難しいが故に採用時に重要視しています。

イ 所内研修の定期的実施とトピックスの情報共有

当監査法人に所属してからは引き続きマインドの大切さを教育するとともに、毎月実施される法人研修会や日本公認会計士協会の研修カリキュラムを通して継続して専門知識の更新・蓄積に努めております。

清友監査法人では、パート専門職員も含めて法定研修義務時間より厳しい毎年 40 時間以上の履修義務を課しています。また、監査、会計、税務、不正等のトピックや事例が新聞や雑誌などで紹介された場合には、必要に応じて監査従事者にその記事内容を共有するようにしております。

ウ 法人外、他分野活動の推奨

金融庁や日本公認会計士協会などの情報をいち早く入手して実践するため、また、他法人、他団体の人材との交流を通して様々な気づきを与えられ専門職員の人間的成長を促すため、清友監査法人では日本公認会計士協会の活動を推奨しています。

異常点を識別することが監査の入口だとすると、監査人にとって専門スキルだけでは不十分であり社会一般の幅広い見識が求められます。

そのためには日本公認会計士協会の活動だけでなく、また、会計・監査以外のことについても好奇心をもって取り組んでもらうことを推

奨めています。

バランスの取れた会計人の養成も清友監査法人の使命であると考えております。

エ 品質管理体制の充実

当監査法人は、2024年5月13日付けで、公認会計士法第34条の34の4第1項の規定による上場会社等監査人名簿に同法第34条の34の5第1項の規定により登録されました。また、当監査法人では、2024年7月1日から令和3年改訂の監査に関する品質管理基準が適用されています。当監査法人は、上場会社等監査人に相応しい品質管理体制の充実に継続して取り組んでまいります。

そのためにも、最高責任者として役職員に対し、社員会や定例研修会その他折に触れ、次の点を強調しております。

- ・ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して監査を実施すること
- ・ 当法人の品質管理の方針及び手続を遵守すること
- ・ 状況に応じた適切な監査報告書を発行すること
- ・ 監査チームのメンバーが不服と疑義の申立てを行う場合でも不当な取扱いを受けることはないこと
- ・ 監査業務の実施において品質が重視されること



包括代表社員 中野 雄介

2 法人概要

名 称	清友監査法人 Seiyu Audit Corporation
代表者	包括代表社員 中野 雄介
沿 革	1983 年 6 月 1 日 地域経済への貢献をめざして公認会計士 5 名が結集し京都市上 京区に主たる事務所、大阪市中心部に従たる事務所を置いて設立 1996 年 10 月 14 日 東京事務所を設置 2004 年 11 月 1 日 本部事務所を京都市中京区へ移転 2007 年 4 月 1 日 上場会社監査事務所登録 2013 年 6 月 5 日 認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の認定 2015 年 11 月 25 日 清友ビジネスサポート設立 2017 年 9 月 9 日 監査法人のガバナンス・コードの導入 2024 年 5 月 13 日 上場会社等監査人名簿登録
所在地	（主たる事務所） 京都事務所 〒604-8134 京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町 254 番地 W E S T 18 TEL：075-213-7090 ／ FAX：075-212-2809 （従たる事務所） 大阪事務所 〒541-0056 大阪市中心部久太郎町 1 丁目 6 番 5 号 M I T エクシードビル TEL：06-6267-2780 ／ FAX：06-6267-2781 東京事務所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル TEL：03-3580-3621 ／ FAX：03-3580-3622

業務提携先 MGI Association（本部：イギリス）

被監査会社数

（2025年6月30日現在）

種別	総数	うち大会社等の数
金商法・会社法監査	8社	8社
金 商 法 監 査	—	—
会 社 法 監 査	16	2
学 校 法 人 監 査	9	—
労 働 組 合 監 査	16	—
その他の法定監査	12	—
その他の任意監査	14	—
計	75	10

- ・ その他の法定監査には、社会福祉法人3法人、社会医療法人2法人、一般社団法人・一般財団法人4法人を含んでおります。
- ・ 上表には、上場会社7社（ファーストブラザーズ株式会社、株式会社システム ディ、クラスターテクノロジー株式会社、ダイジェット工業株式会社、星和電機株式会社、株式会社ブックイングリゾート、エレベーターコミュニケーションズ株式会社）、東京プロマーケット上場会社1社（株式会社アンサーホールディングス）及び上場準備会社2社を含んでおります。

人員構成

（2025年6月30日現在）

名称	社員	職員				計
	公認 会計士	公認 会計士	公認会計 士試験 合格者	監査補 助職員	事務 職員	
京 都 事務所	9人	7人 (3)	6人 (—)	1人 (1)	1人 (—)	24人 (4)
大 阪 事務所	3	— (3)	— (1)	— (—)	— (—)	3 (4)
東 京 事務所	3	2 (2)	1 (—)	— (—)	1 (—)	7 (2)
計	15	9 (8)	7 (1)	1 (1)	2 (—)	34 (10)

「（ ）」は、非常勤職員の外書きです。

Ⅱ 経営管理の状況等

1 品質管理基盤

当監査法人は、「監査品質を第一とする」を掲げ、監査品質の維持・向上に努めてまいりました。今後も着実に整備・運用を進め、常に改善に取り組み、社会の負託にこたえることができるよう、役職員一同努力してまいります。

品質管理責任者 和田 司

(1) 行動指針

当監査法人は、監査の品質を最優先と考えつつ、企業を取り巻く経営環境を十分に把握・理解し、経営者の方々、監査役の方々、実務ご担当の方々とコミュニケーションを十分にとりながら、効果的かつ効率的に、監査基準、監査基準報告書等に準拠して、監査を行います。当該価値観を実践するために守るべき指針として、職務規程を定めております。

(2) 監査品質の維持・向上のための方針・体制

① 品質を重視する風土の醸成

包括代表社員は、健全な組織風土の醸成のために、全ての監査従事者に、当監査法人として監査品質を重視するメッセージを年2回発信しています。

当該メッセージには品質管理室において浸透度合いを定期的にチェックし、社員会に報告しフィードバックしています。

② 品質管理室の設置

当監査法人では、品質管理責任者（室長）1名及び代表社員2名をもって構成する品質管理室を設置し監査業務の品質の管理の監視を行っております。品質管理室のメンバーは、監査業務にも従事し最新の監査実務を実践し、品質管理活動に役立てています。

品質管理室メンバーは相互にモニタリングを行い監査部門からの独立性を保ち、包括代表社員はモニタリングの結果の報告を受け、独立性が保たれていることを確かめています。

③ 品質管理室の運営

品質管理室長は、主として品質管理業務に従事する体制となっており年間の品質管理活動計画を策定しています。品質管理活動に必要な時間数を見積り必要な時間を確保するようにしています。

品質管理室では、策定した品質管理活動計画に基づき現行の体制の強化の必要性を検討しています。

(3) 監査業務体制

① 職業的懐疑心の保持発揮への体制

当監査法人は、当監査法人及び専門要員等が関連する独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。また、社員及び職員の職業倫理及び独立性の理解徹底のため、職業倫理及び独立性に関する研修を、社員会及び職員研修時に随時行っております。

② ローテーション体制

当監査法人は、業務執行社員等のローテーションについて、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当社員のローテーションを下表の期間に従い実施しております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年

また、その他の監査業務については、独立性に対する阻害要因があるかどうかを検討し、必要に応じて業務執行社員及び審査担当者のローテーションを実施することとしております。

③ 独立性の遵守

当監査法人は、監査法人自体、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者の外観的・精神的独立性を確保するための方針及び手続を整備し、社員及び全職員に対し、年次確認手続を実施しております。また、個別監査業務において監査ツールを参考にし、契約更新から意見表明までの期間において独立性のモニタリングを行っております。

④ 監査リスクの把握・対応

監査上のリスクを把握・対応するために、本部より経済環境分析に必

要な情報が回付される仕組みを構築しております。また、被監査会社の経営層や監査役会と定期的な意見交換を行うことの重要性を監査法人として周知するとともに、意見交換実績を品質管理室にてレビューされる仕組みを構築しております。

⑤ 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約等を新規に締結する場合には、当監査法人との利害関係の有無を調査するとともに、被監査会社等及び経営者の姿勢や経営環境を理解し、その他一定のリスク評価手続を行い、監査チームメンバーの能力、適性や十分な監査時間を確保することができるか否かを検討し、新規受嘱審査担当社員の審査を経て承認することとしております。なお、公認会計士法上の大会社等については、加えて、全社員で構成する全国審査会で検討のうえ承認することとしております。

継続監査契約を更新する場合には、審査担当社員の審査を経て承認することとしており、公認会計士法上の大会社等は、全社員で構成する全国審査会に報告することとしております。

なお、被監査会社等の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合その他監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約の締結後に入手した場合においては、監査契約の解除の必要性等に関して検討することとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続として、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

⑥ 非監査業務の受嘱審査

監査証明業務提供先から非監査証明業務を受嘱する場合には、同時提供が禁止された非監査証明業務に該当するか否かを判断するために必要な手続きを定めております。

(4) 業務執行社員の監督体制

① 業務執行社員の指揮・監督

監査契約の締結又は更新に先だち、適性・能力を評価し必要な関与時間数が確保されていることを確認し選任しております。

選任された業務執行社員は、監査業務の監督に責任を負っております。

② 監査調書の査閲体制

業務執行社員に対し、重要な監査調書を査閲することを求めると共に、全ての監査調書が査閲されていることを確認することを求めています。

(5) 適切な審査等の実施を担保する体制

① 審査体制

当監査法人では、すべての監査業務について所定の審査を受審することを求めています。審査担当社員は、適正・能力を評価し選任しております。審査担当社員の同意が得られない場合又は審査担当社員が必要と認めた場合には上級審査を受審することとしており、所定の審査が完了するまで監査報告書を発行しないこととなっています。

② 審査機構

当監査法人では、審査機構として全国審査会と事務所審査会を設置しております。全国審査会は、公認会計士法上の大会社等の審査担当社員の選任を行うとともに、上級審査を担当しております。また、公認会計士法上の大会社等以外でも一定の影響を有する事業体については書類縦覧を行うこととしております。

事務所審査会は、公認会計士法上の大会社等以外の審査担当社員の選任を行うとともに、上級審査を担当しております。事務所審査会は必要に応じ全国審査会に回付する運用としております。

(6) 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための体制

① 完了した監査業務の検証

完了した監査業務の検証は、原則として業務執行社員が3年に一度、検証の対象となります。また、検証対象の選定に当たっては、社会的影響度の高い会社や相対的にリスクが高い監査業務をより高い頻度で対象とするようにしています。

	2024 年度
完了した監査業務の検証実施件数 (業務執行社員のカバー率)	3 件 (41.7%)

② 不服と疑義の申し立て

当監査法人は、事務所内外から申し立てられた不服と疑義の申し立てに対して、担当責任者を定め適切に対処を行いその過程を文書化することを定めています。

③ 研修体制

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努めております。概ね月1回の研修日を設け、職業倫理をはじめ公認会計士業務に必要な知識技能を身につけるよう研修を行っております。適格性ガイドラインⅠ－2－9－2②等を考慮して、「専門要員が受講すべき業務の遂行に当たって重要と考えられる研修」を指定し、研修計画に織り込むとともに、受講状況の管理及び欠席者のフォローを実施しております。日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度に関しても、履修状況の徹底管理を行っております。

また、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正當に評価し、十分にこれに報いるため、専門要員の評価に関する方針及び手続を定め、これに従い実施しております。

当監査法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修などを含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

④ 非常勤者の活用

当監査法人では監査リスクに応じアサインを検討しています。業務の中核者は常勤者が担うようにしております。非常勤者に対しても法人P Cを貸与するとともに、常勤者同様に必須研修を定め履修を管理しております。

⑤ 専門的見解の問合わせ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について、当監査法人本部の品質管理室への照会を基本とした専門的な見解の問合わせを行う方針と手続を整備し運用しております。

専門的な見解の問い合わせは、監査の品質の向上に資するとの認識の

もと、当監査法人の業務内容に鑑み、専門的な見解の問い合わせを行うべきチェックリストを作成し、該当する事象が生じたときは、専門的な見解の問い合わせを行うこととしております。

当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしており、業務執行社員は、この手続きを適切に実施する責任を負っております。

⑥ 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

上場会社に対する監査業務については、2024年11月1日開始事業年度に係る監査業務から電子監査調書システムに移行し、監査調書の不適切な変更を防止する体制を整備しております。一部残る紙調書については、監査ファイルの最終的な整理完了時点で封印を行い、品質管理室が管理し外部倉庫に適宜搬出する運用とし、正当な理由がない限り監査調書を取り寄せないこととし、監査チームが原本にアクセスできないようにしております。

電子調書移行前の監査業務については、監査ファイルの最終的な整理完了時点から、紙面で作成している監査調書を封印し、品質管理室が管理し外部倉庫に適宜搬出することにより、監査チームは原本にアクセスできないようにし、電子監査調書システム移行までの間の経過的な運用を行っております。

上場会社以外の監査業務についても、原則として、2025年4月1日開始事業年度に係る監査業務から電子監査調書システムに移行を進めております。

(7) 情報と伝達

① 事務所内のコミュニケーション

当監査法人は、業務に関する情報は、品質管理責任者が収集し、事務所サーバ等への登録、法人研修や社員会時及びメール等により周知を行っております。

当監査法人は、大会社等の監査、会社法監査及び大学法人（文部科学大臣所轄法人）の学校法人監査に関して、全国審査会において被監査会社の状況及び監査業務の状況を報告することとしております。

品質管理室では、定期的に、各監査チームより、被監査会社等の情報

を収集しております。

また、当法人内からの情報提供を受け付ける内部通報窓口を設置しております。

各監査チームが現場で違法行為等に気が付いた場合には、品質管理責任者へ報告することとしております。

品質管理室では、日常的にモニタリングを実施し、監査業務の実施状況の把握に努めております。

② 被監査会社等とのコミュニケーション

当監査法人では、監査役等と適切なコミュニケーションが取れるように 品質管理室において、職務執行に関する事項や品質管理レビューの結果等の通知等の様式を整備しております。

監査チームは監査マニュアル等（監査ツールを含む）に沿って、適切に被監査会社等とコミュニケーションをとることを求めています。

③ 当法人外部からの情報提供の受付

当監査法人のウェブサイトにて、当法人外からの監査に関連した情報提供を受け付ける「外部通報窓口」を設置し、監査業務等に関する不正・粉飾・その他法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。

これら収集した情報は社員会で共有するとともに、必要に応じて品質管理責任者から、専門要員等に周知伝達しております。

2 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、大規模法人ではないため理事会等の特別な経営機関は設けることはせず、全社員によって構成される社員会において、法人の活動に係る重要事項の意思決定を行っております。社員会においては、重要な意思決定のほか、社員相互の牽制を図ると共に、法人としての意思統一及び方針等の周知徹底をしています。

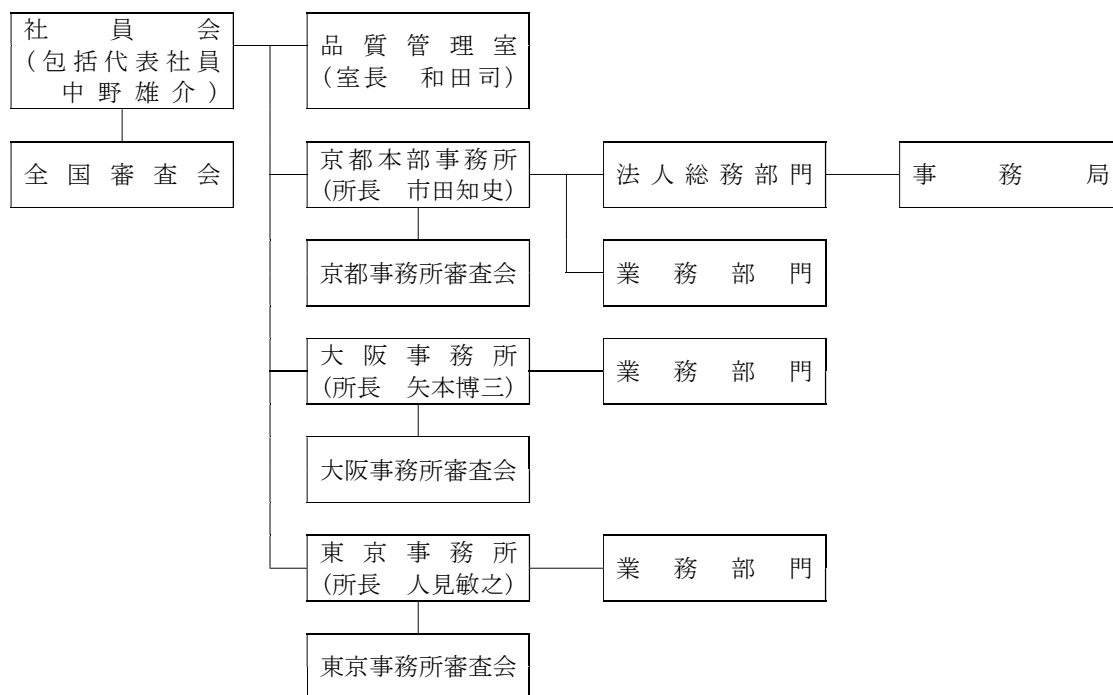
社員会での決定事項は包括代表社員または各事務所長を通じて所員まで周知が図られています。

当法人の規模においては、無限責任による公認会計士の緊密な連携による組織規律と相互監視のもとで法人運営を行うことにより、監査の公正性と信頼性を高めるとともに、加えて経営の実効性の発揮を支援する機能として大手監査法人の地方事務所長経験者を独立性を有する第三者として委嘱しその知見を活用する体制を整備しております。

また組織的に監査の品質を確保することを目的として審査機構（全国審査会、各事務所審査会）品質管理室を設置しております。

(2) 組織図と各機関の役割

当監査法人の組織体制は以下のとおりです。



監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）原則3に示される「独立性を有する第三者の知見」を活用するため、当監査法人から独立

した第三者を委嘱しております。

① 社員会

業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置その他当監査法人の活動に係る重要な事項は、全社員をもって構成する社員会の決議をもって意思決定を行っております。

社員会においては、重要な意思決定のほか、社員相互の牽制を図ると共に、法人としての意思統一及び方針等の周知徹底をしています。そのため、概ね毎月開催しております。

② 審査機構（全国審査会、各事務所審査会）

監査業務の適正性を確保するため、審査機構として全国審査会と各事務所審査会を設置しております。

全国審査会は全社員によって構成され、公認会計士法上の大会社等の審査担当社員の選任を行うとともに、必要に応じて上級審査を担当しております。また、公認会計士法上の大会社等以外でも一定の影響を有する事業体については書類縦覧を行うこととしております。

各事務所審査会は、公認会計士法上の大会社以外の審査担当社員の選任を行うとともに、上級審査を担当しております。

③ 品質管理室

品質管理責任者（室長）1名及び代表社員2名をもって構成する品質管理室を置き、品質管理のシステムに関する監視を所管しております。日常的な監視の他、定期的に個別監査業務の検証を行っております。

（3）独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用しております。

独立性を有する第三者には、大手監査法人の地方事務所長経験者を選任し、次の事項を随時相談できる体制を構築しております。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
また独立性については東京証券取引所の定める独立役員の関する規程を参考に判断しております。

（４）非監査業務の提供の方針

当監査法人は、非監査業務を受嘱することは、所員が監査以外の視点から事業や会計を見る機会を得ることができ、所員能力の向上に繋がると考えております。これらの業務が監査に偏った会計人でなく幅広い見識を持った会計人を養成することに繋がり、ひいては監査の品質を向上させるものと信じております。ただし、受嘱の際にはグループ法人を含め監査業務の独立性に問題がないか十分検討の上、独立性に抵触する懸念のあるものについては受嘱しない方針としています。

なお、グループ法人には清友税理士法人と㈱清友ビジネスサポートがあり、清友アカウンティンググループを構成しております。両法人とも当法人との兼務社員がおり当該社員を通じて情報共有を図っております。また、税理士法人には監査業務で生じた税務論点について、利益相反や独立性の懸念が生じないよう対応した上で、相談を実施し監査品質の向上へとつなげております。

3 人的基盤

(1) 基本方針

公認会計士は会計・監査の専門家であることから、自らの発言が与える影響力を理解する必要があります。

当監査法人ではクライアントとの対話を重視することを理念に掲げています。専門家の一言はクライアントにとって重く、伝え方や伝わり方で簡単に誤解を生んでしまうと理解しなければならないと考えるからです。丁寧にクライアントと対話することにより、多くの誤解は解消し、理解が得られることもあります。説得力ある対話を実行するためには、会計知識だけでなく人間力や対話力が求められます。そのような観点から、当法人では職業的専門家としての能力と人間力・対話力の向上を目的とした採用と育成に取り組むことを基本方針としています。

(2) 監査リソースに関する基本情報

① 職位別人数、常勤非常勤、有資格者-人的資本構成

(2025年6月30日現在)

事務所	P	M	S	J	A	事務	常勤計	非常勤	合計
京都	9	3	4	6	1	1	24	4	28
大阪	3	-	-	-	-	-	3	4	7
東京	3	2	-	1	-	1	7	2	9
小計	15	5	4	7	1	2	34	10	44
経験年数	24	13	8	2	-	-	16		
平均年齢	51	39	44	32	33	46	44		

P：代表社員・社員

監査業務の最終責任者として、高度な判断力を活かした統括を行いながら、法人の経営にも携わります。

M：マネージャー

高度な専門知識と業務管理能力を習得し、複数のクライアントを担当しながら監査業務全般を統括します。

S：シニアスタッフ（公認会計士）

監査チームのリーダーとして現場を統括するとともに、メンバーの指導・育成も行います。

J：ジュニア・アカウナント（公認会計士試験合格者）

監査実務や会計・監査に関する基本知識の習得など、実務経験を通じて担当分野の指導が行えるようになることを目指します。

A：アシスタントスタッフ

公認会計士資格は有しないが、公認会計士等のサポート業務を行います。

② 1 社あたりの時間や人数等の定量的情報を基礎としたリソースの十分性の確保

当監査法人では過去のクライアント別の執務データを集計し、翌1年間にわたって必要となる職位に応じた予定工数と対比することにより、会計監査の新規受嘱および契約更新時に監査を遂行するためのリソースが十分に足りているか検討を行っています。また、個人ごとの能力や特性を一覧で把握し、クライアントの特色に応じたメンバーをアサインすることで、対話重視の監査チームを組成出来るよう配慮しています。

③ IT等の専門知識を持つ人材の確保

当監査法人では、ITに関して知見を有する者が中心となって、IT環境の理解、IT全般統制、自動化された情報処理統制の検証を実施しています。法人としてITに関する資格の取得も奨励しております。2025年6月30日時点のIT専門家数は3名（うち非常勤1名）です。なお、IT専門家は公認会計士2名、公認会計士試験合格者1名です。

月次で実施する定例研修においても、ITに関するテーマを積極的に取り入れ、所員全体の知識向上に取り組んでいます。

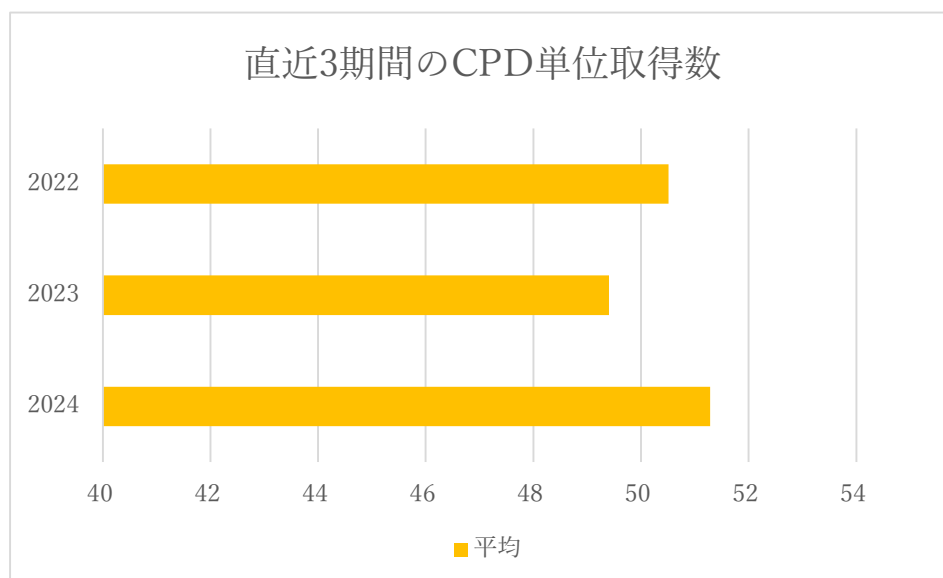
（3）研修に対する方針、体制、実績

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持及び開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPD40単位以上を毎年取得することを義務づけています。そして品質管理上、特に重要と考えられる研修については当法人の監査実務を行う上での必須研修とし、受講状況をモニタリングしています。

研修方法として、eラーニングを受講することもあります。職員が講師を務める独自研修も実施しています。研修中には質疑応答やディスカッションを実施して、講師の説明力や対話力を強化するとともに、各自の理解度を深めるように努めています。

独自研修は、年度の研修計画を策定し、計画的に実施しております。ま

た、日本公認会計士協会が主催する研修会等外部研修への参加も推奨しております。また、監査上のリスクを把握・対応するために、経済環境分析に必要な最新の情報を、研修内で回付・説明しております。



(4) 採用・人事に対する方針、体制

① 採用

当監査法人の発展に寄与する人材の確保を採用基本方針として、長期間働けるような環境づくりを目指しています。

- ・ 各予備校が開催する求人イベントへの参加や、事務所独自の採用イベント（オンライン個別相談会やオフィスツアー）を実施し、公認会計士試験合格者の採用を行っております。
- ・ 前職や年齢、性別にとらわれず、人物本位の継続的採用を行うことで、多様かつバランスがよい組織になるように配慮しています。

直近3事業年度における常勤専門職員採用者の年齢分布

入所時の年齢層	公認会計士試験合格者	公認会計士
20代	3人	—
30代	1人	—
40代	—	1人
50代	—	—

直近 3 事業年度における常勤専門職員の離職状況

入所からの経過年数	人数
3 年以内	1 人
5 年以内	1 人
7 年以内	-
7 年超	1 人

② 専門職員の人事評価

専門職員は以下のプロセスを経て、評価されます。

- ・ 年に 2 回（6 月、11 月）、上席者による面談を行い評価します。
- ・ 評価項目は各個別業務に対する能力だけでなく、法人全体業務（品質管理、採用・協会活動など）への姿勢も評価項目となっています。
- ・ シニア以下のスタッフの評価においては面談を実施する上席者の評価で偏りが出ないように、各監査チームの主査による評価も加えて多面的な評価を行います。
- ・ 従事年数や年齢に縛られない多面的な評価をもとに、各事務所の社員・代表社員が協議して昇格を決定します。

③ 多様な人材が働ける環境を目指して

ア 働く場所の多様化

テレワーク制度を導入して、職員の状況に合わせてより良いパフォーマンスを発揮できる環境を選択できるようにしています。

イ 働く時間の多様化

時間休制度や時短勤務制度を導入して、職員の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう環境整備に取り組んでいます。

4 IT 基盤

(1) IT 基盤の整備状況

当監査法人では、「情報セキュリティ対策基本方針」「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順書」を定め、情報セキュリティ責任者より全社員及び全職員に対してこれらの遵守を求めています。

全専門要員に対してノート PC を貸与しており、万一のノート PC の紛失による情報漏洩への対策として、起動時パスワードの設定と HDD/SSD の暗号化の他、業務上重要なデータは原則としてノート PC に保存せず、法人内のサーバに保存することを基本方針に定めており、運用を徹底しております。

また、監査データの分析に際しては、IDEA 等の分析ソフトウェアを用いて、多面的な分析を効率良く行うなど、各種 IT 基盤を導入・整備しております。

(2) 情報セキュリティ

当監査法人では、「情報セキュリティ対策基本方針」において、情報セキュリティリスクを識別・評価し、情報セキュリティに係る責任者、担当者、インシデント発生時の対応手続などを定めております。

また、年次で全社員及び全職員からセキュリティ・ポリシー遵守状況報告書を入手して、情報セキュリティの遵守状況を確認しております。併せて、年次で情報セキュリティ責任者による内部監査を実施しております。

さらに、情報セキュリティにかかる研修を法人の必須研修と位置付けて、全社員及び全職員に対して毎年行っております。

(3) 今後の取組み

電子監査調書システム「Caseware Working Papers」と「Caseware Cloud」を、上場会社の監査業務は 2024 年 11 月 1 日開始事業年度から導入し、上場会社以外の監査業務は 2025 年 4 月 1 日開始事業年度より順次導入しており、クライアントデータの安全性を更に高めてまいります。

また、社員と職員に対しては IT 資格の取得奨励等、IT スキルの継続的な底上げを図ってまいります。

資格別人員数

資格	2025 年 6 月末	2025 年 11 月末
公認情報システム監査人	—	1 名
応用情報技術者	1 名	1 名
IT パスポート	3 名	3 名

5 財務基盤

(1) 財務基盤に関する基本的な考え方

独立性を堅持し、持続可能な監査事務所であるためには、安定した財務基盤が求められます。このためには、クライアント数、売上高、人員のバランスの取れた規模が必要と考えております。

また、以下の対応により、財務の安定性を確保しております。

- ① 無限責任社員が相互に監視・牽制しあいながら責任を持って法人運営を行うため、有限責任監査法人制度の採用は検討しておりません。
- ② 社員の構成として、もっぱら監査法人業務に従事している社員と、個人事務所（公認会計士・税理士事務所や税理士法人）の兼営を行っている社員がいるため、様々な視点から法人運営を検討しています。
- ③ 法人から脱退する社員は、出資金額を超えて剰余金の分配を要求できません。

(2) 収益実績

当監査法人の直近2事業年度の売上高は、以下のとおりです。

	第41期 2023年7月1日 ～2024年6月30日	第42期 2024年7月1日 ～2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	425,334	448,320
非監査証明業務	43,504	45,623
合 計	468,838	493,943

(3) 指標

当監査法人は、中小監査法人であり、かつ、有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示にとどまっていますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の2点について開示します。

① 報酬依存度

特定の被監査会社に対する報酬依存度は、次のとおりです。

	2024年6月期	2025年6月期
最も報酬の高い被監査会社 に対する報酬依存度	10.3%	10.1%

大会社等においては、報酬依存度が15%を超える場合には、監査業務を辞退するに至ることがあり、財務基盤に大きな影響を及ぼす恐れがあ

りますが、当監査法人は、15%を下回っているため、報酬依存度による懸念はありません。

② 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、次のとおりです。

	2024 年 6 月 期	2025 年 6 月 期
自己資本比率	77.8%	75.6%

(4) 公認会計士職業賠償責任保険の加入の状況

当監査法人は、公認会計士職業賠償責任保険（サイバーリスク保険を含む）に加入しております。

6 国際対応基盤

(1) 国際的ネットワークへの加盟状況

当監査法人は、国際的な会計事務所ネットワークである MGI ワールドワイド (MGI Worldwide) にアライアンスメンバー (MGI Association) として加盟しています。MGI ワールドワイドは、イギリスのロンドンに本部を置く、世界 100 か国以上、約 250 の監査、税務、会計、コンサルティング事務所を擁するグローバルネットワークです (世界 17 位 (2023 年時点))。

アライアンスメンバーは MGI ワールドワイドのネットワークからは独立しており、MGI ワールドワイドの品質保証レビューの対象にはなりません。そのため、当監査法人の運営や品質管理に関して海外からの制約を受けることはありません。

A member of the



(2) 海外取引、海外子会社の監査体制

海外の監査事務所が主たる監査人を務める外国法人の日本子会社の構成単位の監査人としての関与の他、国内クライアントの海外連結子会社の監査における海外の監査事務所との協力、海外取引に関連した問合せ等を MGI ワールドワイドとの連携を通じて行っています。なお、被監査会社等の海外展開に関連して、外部の監査事務所等の利用は行っていない。

(3) 国際対応の基本的な方針

当監査法人には国際的な対応に特化した部門は設置していませんが、国際対応が必要な案件に関しては、監査責任者、スタッフの能力を考慮のうえ、対応可能なメンバーを適宜アサインしています。国際対応としては、前述の海外の監査事務所が主たる監査人を務める外国法人の日本子会社の構成単位の監査人等を主軸にグローバル監査のノウハウの蓄積及び品質向上に努めています。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

原則・指針	対応状況
【監査法人が果たすべき役割】原則 1	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1－1	
監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	社員は、本部や監査チームにおいてその役割を担い、社員会において重要な意思決定に加わることにより、業務管理体制の整備に関する責務を果たしております。 包括代表社員は、役職員に対して、社員会や研修、ミーティング等様々な機会を通じてメッセージを発信し、トップの姿勢を示しています。 P1 監査事務所の最高責任者からのメッセージをご参照ください。
指針 1－2	
監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、監査の品質を最優先と考えつつ、企業を取り巻く経営環境を十分に把握・理解し、経営者の方々、監査役の方々、実務ご担当の方々とコミュニケーションを十分にとりながら、効果的かつ効率的に、監査基準、監査基準報告書等に準拠して、監査を行っております。当該価値観を実践するために守るべき指針として、職務規程を定めております。 P1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ、P6 行動指針をご参照ください。

原則・指針	対応状況
指針 1－3	
監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は、監査責任者自ら現場に往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、その能力を十分に把握した上で、定期的な面談において適切に評価を行っております。 P7 職業的懐疑心の保持発揮への体制、P18 専門職員の人事評価をご参照ください。
指針 1－4	
監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は、監査現場において疑問に感じた点は積極的に議論を行っており、また、所員研修においても、所員自ら講師として行うことや経験豊かな外部講師を招聘することで、会計監査も含めた幅広い知見や経験を共有しております。 P9 研修体制をご参照ください。
指針 1－5	
監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は、非監査業務を受嘱することは、所員が監査以外の視点から事業や会計を見る機会を得ることができ、所員能力の向上に繋がると考えております。 非監査業務や兼業・副業については、あらかじめ当法人に届出て、利益相反や独立性の懸念のないことを確認しております。 P15 非監査業務の提供の方針をご参照ください。
指針 1－6	
監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等と	当法人は、主として情報収集や情報交換を目的とし、アライアンスメンバー

原則・指針	対応状況
の包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	として MGI Association に加盟しているため、MGI ワールドワイドのネットワークからは独立しています。 P23 国際的ネットワークへの加盟状況をご参照ください。
【組織体制】原則 2	
監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2－1	
監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、大規模法人ではないため特別に経営機関は設けておりませんが、包括代表社員を中心とした組織的な運営を行っております。 P13 組織・ガバナンス基盤をご参照ください。
指針 2－2	
監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマ	・ 監査法人としての適正な判断が確保されるために、監査事象の重要性に応じて審査担当社員・品質管理室・全国審査会にて協議される体制を構築しております。また、本部において、日々主体的なモニタリング活動を行っております。 P6 監査品質の維持・向上のための方針・体制をご参照ください。 ・ 監査上のリスクを把握・対応するために、本部より経済環境分析に必要な

原則・指針	対応状況
クロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においても デジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための I T 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	情報が回付される仕組を構築しております。また、被監査会社の経営層や監査役会と定期的な意見換を行うことの重要性を監査法人として周知するとともに、意見交換実績を品質管理室にてレビューされる仕組を構築しております。 P11 情報と伝達をご参照ください。 ・新人研修を始めとして、毎月の所内研修・OJT を通じて職業的専門家としての能力を保持・発揮する環境を整えております。また、本部において人事管理・評価等を行っております。 P17 研修に対する方針、体制、実績、P19 専門職員の人事評価をご参照ください。 ・I T の有効活用の検討・整備については、本部に I T の担当者を備えております。また、当該メンバーによる所内研修を通じて、所員に周知しております。 P20 I T 基盤をご参照ください。
指針 2－3	
監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	経営機関を構成する社員の選任は、定款に基づき総社員の同意に基づき加入しております。社員の加入にあたっては現任社員の推薦に基づき、経歴書等を参考に社員候補者の資質及び経歴を勘案の上個別に検討しております。
【組織体制】原則 3	
監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきで	

原則・指針	対応状況
ある。	
指針 3-1	
監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、規模が小さいため、監督・評価機関を設けておりませんが、経営機関の構成員である社員は、社員会において闊達な議論を通じ適切に監督・評価がなされております。 また、経営の実効性の発揮を支援する機能として大手監査法人の地方事務所長経験者を独立性を有する第三者として委嘱し、その知見を活用する体制を整備しております。 P14 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方をご参照ください。
指針 3-2	
監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立性を有する第三者として、大手監査法人の地方事務所長経験者に委嘱しております。 P14 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方をご参照ください。
指針 3-3	
監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性	独立性を有する第三者として、大手監査法人の地方事務所長経験者に委嘱しております。 P14 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方をご参照ください。

原則・指針	対応状況
を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
指針 3－4	
監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者として、大手監査法人の地方事務所長経験者に委嘱しております。その機能を実行的に果たすことができるよう、本部において、適時かつ適切に必要な情報が提供できる体制を整えております。 P14 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方をご参照ください。
【業務運営】原則 4	
監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4－1	
監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、社員会において監査の現場からの必要な情報等を共有するとともに、研修を通じて所員への周知および意見交換を積極的に行う体制を構築しております。また、本部において適時に通達およびモニタリングを実施しております。 P11 情報と伝達をご参照ください。

原則・指針	対応状況
指針 4－2	
監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人は、監査責任者自ら現場に往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、その能力を十分に把握した上で、定期的な面談において適切に評価を行っております。昇進・評価においては、監査の品質向上・職業的懐疑心を保持しているか否かについては、重要な評価項目として定めております。 P17 研修に対する方針、体制、実績、P19 専門職員の人事評価をご参照ください。
指針 4－3	
監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができ	・当法人では、所員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、毎年見直しを含めて行っております。また、定期的な採用を行うことで、各年代の人数がバランス良く配置されるようにしております。 ・当法人では、非監査業務について特定の所員に業務が偏らないように、能力・適性を勘案しつつ機会を与えております。 ・当法人では、所員の会計監査に関連する知見や経験を年 2 回の定期面談において適切に評価を行っており、所員の能力向上を踏まえた監査チームの編成を計画的に行っております。 ・当法人では、業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができるよ

原則・指針	対応状況
る環境を整備すること	う、業務時間の把握を行っております。 P10 研修体制、P16 人的基盤をご参照ください。
指針 4－4	
監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人では、被監査会社の経営者及び監査役等と監査リスク等について、深度ある意見交換を行っております。また、監査の現場においても経理担当者等と十分意見交換や議論を行っております。 P12 被監査会社等とのコミュニケーションをご参照ください。
指針 4－5	
監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当法人では、内部からの通報については品質管理責任者が対応を実施しております。また、外部からの通報については、ホームページ上に連絡窓口を記載しております。また、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意しております。 P11 事務所内のコミュニケーション、P12 当法人外部からの情報提供の受付をご参照ください。
【透明性の確保】原則 5	
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5－1	
監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、	本報告書をご参照ください。

原則・指針	対応状況
わかりやすく説明すべきである。	
指針 5－2	
監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	・P1 監査事務所の最高責任者からのメッセージをご参照ください。
・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	・当法人は、監査の品質を最優先と考えつつ、企業を取り巻く経営環境を十分に把握・理解し、経営者の方々、監査役の方々、実務ご担当の方々とコミュニケーションを十分にとりながら、効果的かつ効率的に、監査基準、監査基準報告書等に準拠して、監査を行っております。 P1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ、P6 行動指針をご参照ください。
・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 A Q I (Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	・当法人は、人材の充実を図りつつ、相応の成長を目指しております。 各項目の A Q I (P9、P18～P19、P22～P23) をご参照ください。
・監査法人における品質管理システムの状況	・P6 品質管理基盤をご参照ください。
・経営機関等の構成や役割	・P12 組織・ガバナンス基盤をご参照ください。
・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役	・P13 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に

原則・指針	対応状況
割、貢献 及び独立性に関する考え方	関する考え方をご参照ください。
・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	・当法人は、非監査業務を受嘱することは、所員が監査以外の視点から事業や会計を見る機会を得ることができ、所員能力の向上に繋がると考えております。 P1 バランスの取れた会計人を養成し、社会に貢献する、P8 非監査業務の受嘱審査、P15 非監査業務の提供の方針をご参照ください。
・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための I T 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む）。	・ P20 I T 基盤をご参照ください。
・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	・ P16 人的基盤をご参照ください。
・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	・ P22 財務基盤をご参照ください。
・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	・ P24 海外取引、海外子会社の監査体制をご参照ください。
・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	・当法人では、社員会において監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価を行い、改善活動を継続しております。
指針 5－3	
グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項	P24 国際的ネットワークへの加盟状況をご参照ください。

原則・指針	対応状況
目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
指針 5－4	
監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人では、被監査会社の経営者及び監査役等と監査リスク等について、深度ある意見交換を行っております。 また、監査の現場においても経理担当者等と十分意見交換や議論を行っております。 被監査会社以外のその他の資本市場の参加者等との意見交換に資するため、本報告書を当法人ホームページ等で公表しております。 その際には、独立性を有する第三者の知見を活用するようにしております。 P14 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に

原則・指針	対応状況
	関する考え方をご参照ください。
指針 5－5	
監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、本原則の適用の状況について、毎年本部による定期的な評価を実施しています。 この定期的な評価により、更なる監査品質の向上やガバナンスの強化に資する改善活動に役立てています。
指針 5－6	
監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人では、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や本原則の適用の状況などの評価の結果等を社員会で検討し、組織的な運営の改善に向けて活用してまいります。

